

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
鳥取市若葉台南1-17
TEL(0857)52-7300 FAX 52-7311
編集責任者 村澤 幸二

令和7年度(第76回)全国労働衛生週間

スローガン：ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて

ストレスチェックで健康職場

期 間：令和7年10月1日～7日【準備期間:令和7年9月1日～9月30日】

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、毎年実施しており、今年で76回目になります。

令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられること(施行日:公布日以降3年以内の政令で定める日)、危険性・有害性情報の通知義務(SDSの交付等の義務)に罰則が設けられること(施行日:公布日以降5年以内の政令で定める日)、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけて作業環境測定士に実施させること(施行日:令和8年10月1日)などが新たに規定されました。

さらに、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされました(施行日:令和8年4月1日)。

また、職場における熱中症による死亡者数の増加を受けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備や熱中症の重篤化を防止するための措置と手順を作成し、事前に関係作業員へ周知することを内容として労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されています。

こうした背景を踏まえて、今年度においても、事業場における労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとなりました。

つきましては、各事業場におかれては、労使の連携と協力のもと、以下の各期間に実施する事項を踏まえた全国労働衛生週間の実施をお願いします。

1 準備期間(9月1日～30日)に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 小規模事業場での産業保健活動の充実
- 治療と仕事の両立支援対策
- 女性の健康課題に関する取組み
- 労働者の作業行動による転倒・腰痛災害防止
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 職場の受動喫煙防止対策
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

2 全国労働衛生週間(10月1日～7日)に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

3 ご参考・お役立ちサイト

(1)令和7年度(第76回)全国労働衛生週間

○厚生労働省

令和7年度全国労働衛生週間報道発表資料掲載サイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60242.html

○鳥取労働局 全国労働衛生週間特設サイト

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_02145.html



中災防 全国労働衛生週間ポスター

(2) 産業保健活動総合支援

- 鳥取産業保健総合支援センター
<https://www.tottoris.johas.go.jp>



(3) メンタルヘルス対策

- ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/index.html>
- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp>



(4) 治療と仕事の両立支援

- 治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



(5) 働き方改革

- 働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp>



(6) SAFE コンソーシアム

- <https://safeconsortium.mhlw.go.jp>



(7) 高年齢労働者の安全衛生対策

- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



(8) 化学物質管理

- 職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」
<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



(9) 労働安全衛生調査

- https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



(10) その他

- 職場における熱中症予防情報
 鳥取労働局「令和 7 年 STOP！熱中症クールワークキャンペーン」
https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_02357.html
- 職場における熱中症対策の強化について
https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01848.html
- 職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html
- 鳥取労働局「第14次労働災害防止推進計画」
https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01643.html
- 厚生労働省
 「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和 7 年法律第33号)」特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



* 「賃上げ」支援助成金パッケージ *

厚生労働省は、生産性向上(設備・人への投資等)や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援しています。そのため、それらに関連する助成金を、令和 7 年度予算において「賃上げ」支援助成金パッケージとして取りまとめました。

助成金の
一覧

- 生産性向上(設備・人への投資等)
 →業務改善助成金 等
- 非正規雇用労働者の処遇改善
 →キャリアアップ助成金
 (正社員化コース、賃金規定等改定コース)
- より高い処遇への労働移動等
 →産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース) 等

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

- ★事業主さまが賃上げに伴って行われる取り組みや、賃上げの対象となる従業員の特徴などを基に、事業主さまの目的に合った助成金をお探しください。

詳細は厚生労働省のHPをご覧ください。

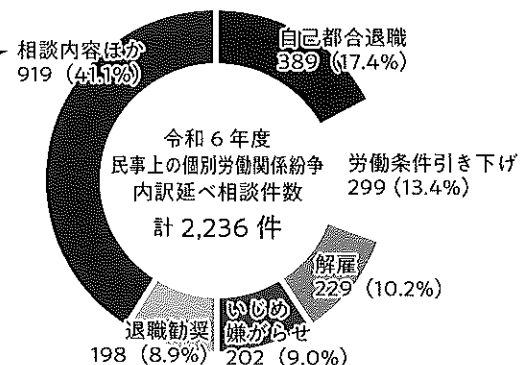


「令和 6 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表しました

【内訳】

雇止め	85	(3.8%)
出向・配置転換	61	(2.7%)
雇用管理等	113	(5.1%)
募集・採用	25	(1.1%)
採用内定取り消し	12	(0.5%)
その他の労働条件	381	(17.0%)
その他	242	(10.8%)

※「その他の労働条件」とは、休暇の取得抑制など他の区分に分類されない労働条件



※()内は、内訳延べ相談件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は、100%にならないことがある。
 なお、内訳延べ相談件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる相談が行われた場合に、複数の相談内容を件数として計上したもの。
 詳細は、鳥取労働局ホームページをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/content/contents/002331933.pdf>

令和7年度(第50回) 鳥取県産業安全衛生大会を開催します

開催日 令和7年10月28日(火)
時 間 13時15分～16時30分(12時開場)

会 場 とりぎん文化会館 小ホール
(鳥取市尚徳町101番地5)

内 容 ①安全衛生優良事業者表彰
②無事故永年勤続者表彰
③活動事例発表

日本通運株式会社 山陰支店

④特別講演

「我が野球人生を振り返って」

元プロ野球選手 川口 和久 氏
(鳥取県出身)

【プロフィール】

1980年～ 広島東洋カープ

ドラフト1位 左投両打

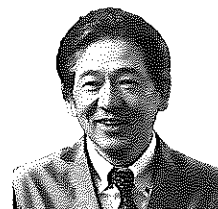
1981年～ 広島東洋カープ

1995年～ 読売巨人軍

2011年～2014年 読売巨人軍コーチ

⑤お楽しみ抽選会

※ 参加申込は案内チラシを
ご覧ください。



10月は「年次有給休暇取得促進期間」です



働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇(※2)の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。鳥取労働局雇用環境・均等室(0857-29-1709)にお問い合わせください。

(年次有給休暇取得促進特設サイト URL)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(※1)年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

(※2)年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。



個別労働紛争を防ぎ、解決して働きやすい職場の実現を！

【厚生労働省委託事業】

【令和7年度 個別労働紛争解決研修】『基礎研修』開催のご案内

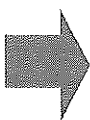
企業内で発生する個別労働紛争を円滑、かつ早期に解決できる人材を育成することを目的とした個別労働紛争解決研修「基礎研修」を7月から令和8年2月まで13回開催します。

受講方法 研修日(ライブ配信または会場での受講)は1日ですが、研修日前1か月間は事前学習期間としてオンデマンド配信を視聴しながら労働法の講義等を受講していただきます。

■事前学習期間

(研修日の1ヵ月前～研修日前日)

労働法及び事例的研修①をオンデマンド配信にて受講。



■研修日当日(9:30～17:40)

「労働法(総括)」及び「事例的研修②～④」を自宅等でライブ配信により受講または会場でも対面にて受講。

※「基礎研修」は13回開催します。うち7回は研修日がライブ配信による受講、6回は会場(東京5回、大阪1回)での受講となります。ご希望の回をお申込みください。【各回定員60名、受講料28,600円(税込)】

※基礎研修修了者を対象として個別労働紛争に対処する能力のスキルアップを図ることを目的とした「応用研修」は、10月から令和8年2月まで10回開催します。「基礎研修」と合わせて申し込むこともできます。

※研修の日程、詳細は全基連のホームページをご覧ください。

お問合せ・お申し込み先 公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会(略称 全基連) 研修事業本部
TEL: 03-3518-9103 E-mail: kensyu@zenkiren.com ホームページ <https://www.zenkiren.com>

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が施行されます

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正が行われました。

一部を除き、令和8年1月1日から段階的に施行されます。

改正の内容は、

- 個人事業者等の安全衛生対策の推進
- 職場のメンタルヘルス対策の推進
- 化学物質による健康障害防止対策等の推進
- 機械等による労働災害防止の促進等
- 高齢労働者の労働災害防止の推進

となっています。

厚生労働省ホームページに改正法の特設ページが開設されていますので、そちらを参考にいただき、対応のご準備をお願いします。

改正法に関する厚生労働省
特設ページQRコード



令和7年10月から『柔軟な働き方を実現するための措置』が事業主の義務に！

— 就業規則の準備はお済みですか —



「希望する仕事と育児の両立の在り方」に関する調査(R4厚生労働省委託事業)によると、女性の正社員は子が1歳までは休業、1歳以降は短時間勤務を希望する割合が高いものの、3歳以降は、残業をしない働き方や、柔軟な働き方(出社・退社時間やシフトの調整、テレワーク)を希望する割合が高くなっていきます。男性の正社員についても、残業をしない働き方や柔軟な働き方を希望する割合が子の年齢にかかわらず約4～5割となっています。

子の年齢や労働者本人の希望に応じて、男女ともに就業を継続しつつ育児との両立が可能となるよう、柔軟な働き方の選択肢を増やすことや残業をしない働き方を可能とする措置が拡充されます。

【柔軟な働き方を実現するための措置】

事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの措置の中から、2つ以上を選択して講ずる必要があります

- ①始業時刻等の変更
- ②テレワーク等
- ③保育施設の設置運営等
- ④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇
- ⑤短時間勤務制度

改正事項のポイント・解説・就業規則の規定例などについては、厚生労働省HPのご確認をお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

育児・介護休業法に関するお問い合わせ

【お問合せ先】 鳥取労働局雇用環境・均等室

Tel. 0857-29-1709



労働安全衛生関係

免許試験日程(学科)

令和7年10月から令和8年3月までの試験日程は次の通りです。
受験資格については、
中国四国安全衛生技術センター
〒721-0955 福山市新涯町2-29-36
電話084-954-4661
に照会してください。

試験の種類	試験月							試験開始時刻	試験終了時刻
	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
特級ボイラー技士	23							10:00	16:10
一級ボイラー技士		19		22		13		12:30	16:30
二級ボイラー技士	16	12	11	13	3	6		13:30	16:30
★特別ボイラー溶接士				23				13:30	16:00
★普通ボイラー溶接士				23				13:30	16:00
ボイラー整備士	3				16			13:30	16:00
運転士・デリック	★限定なし	8	6	2	20	26	5	13:30	16:00
	★クレーン限定	8	6 26	2	20	26	5	13:30	16:00
	★床上運転式限定	8						13:30	16:00
	★クレーン限定解除	8						13:30	14:45
	★床上限定解除	8						13:30	14:45
	★デリック限定解除	8						13:30	15:30
★移動式クレーン運転士		5		16		12		13:30	16:00
★揚貨装置運転士	2							13:30	16:00
発破技士			5					13:30	15:30
ガス溶接作業主任者			5					13:30	16:30
林業架線作業主任者								13:30	16:30
第一種衛生管理者	7 30	13	1 17	19	6 18	1 11 18		13:30	16:30
第二種衛生管理者	7 30	13	1 17	19	6 18	1 11 18		13:30	16:30
高圧室内作業主任者		14						12:30	16:30
エックス線作業主任者		21		21		4		12:30	16:30
ガンマ線透過写真 撮影作業主任者		14						12:30	16:30
潜水士					13			12:30	16:30

〔注〕

- ①令和8年3月1日は、日曜日に試験を実施します。なお、この日は受験申請などの受付業務は行いません。
- ②★印の試験は学科試験合格後、実技試験を実施します。



公益財団法人 安全衛生技術試験協会

受験申請はオンラインで!

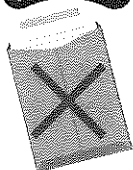
安全衛生免許・資格試験申請システムがアシストします!



労働安全衛生法に基づく免許試験

- 特級ボイラー技士
- 一級ボイラー技士
- 二級ボイラー技士
- 特別ボイラー溶接士
- 普通ボイラー溶接士
- ボイラー整備士
- クレーン・デリック運転士
- 移動式クレーン運転士
- 揚貨装置運転士
- 発破技士
- ガス溶接作業主任者
- 林業架線作業主任者
- 第一種衛生管理者
- 第二種衛生管理者
- 高圧室内作業主任者
- エックス線作業主任者
- ガンマ線透過写真撮影作業主任者
- 潜水土士

メリット①



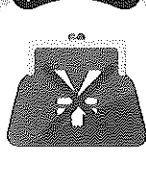
受験申請書の
取り寄せ不要

メリット②



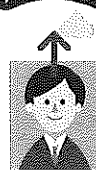
コンビニ払いや
クレジットカードで
支払い可能

メリット③



申請の振込
手数料不要

メリット④



顔写真は
アップロードでOK

メリット⑤



マイページで
領収書をダウンロード

東部支部だより

転倒災害増加にご注意を

鳥取労働基準監督署の発表によれば、令和7年における休業4日以上労働災害発生状況において、転倒災害の発生件数が例年より大きく増加しています。令和6年6月末時点では14件の転倒災害が発生していたところ、令和7年6月末時点ではすでに31件発生しており、前年同期比で17件（121.4%）の増加となっています。発生した転倒災害について業種別にみると、多い順に卸・小売業の9件、保健衛生業（病院、社会福祉施設等）の8件、清掃業・ビルメンテナンス業の4件で、上位は全て第3次産業で占められています。

転倒というあまり大きな災害というイメージが湧かない方も多かもしれませんが、そもそも労働災害統計に反映されているのは休業4日以上災害ですから、少なくとも発表された31件の転倒では全て何日も休まなければならないようなケガが発生しているということになります。被災者本人にとってはもちろん、職場においても、休業者が出た分、普段の仕事の穴埋めをする人員が必要となるわけであり、「ただ転んだだけ」と軽く考えていいものではありません。

それでは、転倒を防ぐためにはどのような対策をとればよいのでしょうか。転倒は、その種類によって、大きく「つまずき」「もつれ」「滑り」「踏み外し」の4つに分類されます。「つまずき」は段差などにつまづいて転ぶこと、「もつれ」は足がもつれて（うまく動かなくて）転ぶこと、「滑り」は足を滑らせて転ぶこと、「踏み外し」は段差などから足を踏み外してバランスを崩し転ぶことを言います。それぞれの転倒

の種類ごとの対策は、以下のようになります。

つまずき…段差（上り）を減らす、段差を目立ちやすくする、床の整頓、軽い靴・つま先が上った靴を履く

もつれ…作業前の体操などで、体を動きやすくする
滑り…滑りにくい靴を履く、床を清掃する

踏み外し…段差（下り）を減らす、段差を目立ちやすくする、溝・踏み台など、踏み外しの原因を無くす

単に転倒といっても、発生態様は様々です。転倒対策を実施する前に、職場内の環境や仕事の種類を改めて見直し、どの種類の転倒が起きやすいのか、しっかりと見極めたうえで、転倒の内容に沿った対策をとることが必要です。

転倒はどの職場でも起こりうる災害です。「うちには関係ない」ということはありません。しっかりと対策を講じましょう。

●「転倒災害防止対策の推進について」

（厚生労働省「職場のあんぜんサイト」）

(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>)



フォークリフト運転業務従事者 安全衛生教育（再教育）のご案内

労働安全衛生法第60条の2により、事業者は、危険または有害な業務に就いている者に対して、安全衛生教育を行うよう努めなければならないとされています。

この規定に基づき、フォークリフト運転技能講習を修了しておおむね5年経過した方を対象に、下表のとおり、「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育（再教育）」を11月26日（水）に開催いたしますので、該当の方がおられましたら、是非受講いただきますようご案内いたします。

令和7年度 特別教育・講習のご案内（受付中のもの 11月分まで）

東部支部

月 日	時 間	特別教育・講習	場 所
9月30日（火）	9：00～16：30	職長能力向上教育（製造業）	労働基準協会会館
10月2日（木）～3日（金）		職長・安全衛生責任者教育	労働基準協会会館
10月8日（水）	9：00～16：20	足場の組立て等業務特別教育	労働基準協会会館
10月21日（火）	9：00～16：20	化学物質管理者講習に準ずる講習	労働基準協会会館
10月24日（金）	9：00～16：10	リスクアセスメント担当者研修	労働基準協会会館
10月31日（金）～11月1日（土）		5t未満クレーン運転業務特別教育（学科・実技）	労働基準協会会館・大鳥機工（株）
11月7日（金）	9：00～16：50	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	労働基準協会会館
11月11日（火）	8：30～17：30	低圧電気取扱者特別教育	労働基準協会会館
11月18日（火）	9：00～18：30	自由研削用といし取替え等業務特別教育（学科・実技）	労働基準協会会館
11月26日（水）	9：00～16：30	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育（再教育）	労働基準協会会館
11月27日（木）	9：00～16：20	化学物質管理者講習に準ずる講習	労働基準協会会館

開催案内は鳥取県労働基準協会のHPに掲載しています。（ご連絡いただければお送りいたします。）

お問い合わせ先 （一社）鳥取県労働基準協会東部支部 TEL0857-52-5060

西部支部だより

米子署管内における労働 災害発生状況

令和7年米子労働基準監督署管内で発生した労働災害（休業4日以上のみ。新型コロナウイルス感染症を除く。）は、6月末時点で125件と、前年同期比で約30%増となっています。また、令和7年1月以降、複数の死亡災害が発生しています。

業種別の災害発生件数では、製造業と保健・衛生業が各25件と最多、次いで卸・小売業21件、運輸交通業17件、建設業12件です。特に、前年同期比で増加が顕著なのは、保健・衛生業（R6：9件→R7：25件）、卸・小売業（R6：10件→R7：21件）です。

転倒災害にご注意を

◆事故の型別では、転倒災害が42件と最多で、「はさまれ・巻き込まれ」13件、「墜落・転落」12件と続いています。特に、転倒災害は、前年同期の32件と比べて大幅に増加しています。

◆令和7年に管内で発生した転倒災害42件を見ると、

①災害全体の34%を占める

②平均休業日数は38日

③被災者の52%が60歳以上
といった状況があり、対策が急務です。

◆基本的な転倒予防対策について、以下の観点から再確認をお願いします。

①転倒原因を解消する物理的対策

（＝ハード対策）

〈具体例〉・段差の解消 ・整理整頓
・安全見える化

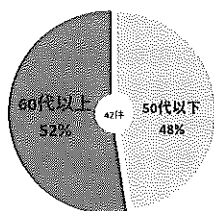
②高齢化に伴う身体機能低下等への対策

（＝ソフト対策）

〈具体例〉・「転倒等セルフチェック票」を活用し、
各労働者に自身の身体機能を把握し
てもらう。

〈転倒等セルフチェック票の例〉

令和7年 転倒災害
被災者年代別




転倒災害防止説明会を 開催します

◆このような状況を受け、米子監督署では「鳥取産業保健総合支援センター（以下、産保センター）」及び「米子市」との共催で、転倒災害防止に関する説明会を実施します。

◆開催概要

●日時：令和7年10月8日（水）14：00～
2時間程度を予定

●会場：米子コンベンションセンターを予定

●内容：米子監督署からの転倒災害発生状況等説明、
産保センターからの運動指導、米子市からの
フレイル予防取り組みに関する説明等を
予定しています。

◆参加について

100名程度を定員として、対象事業場へは別途ご案内する予定です。なお、監督署からの案内がない場合でも、定員の範囲内で参加を受け付ける予定としていますので、詳細は、追ってご案内します。

※問合先：米子労働基準監督署 安全衛生課
(TEL：0859-59-0022)

講習会 開催のご案内

（一社）鳥取県労働基準協会西部支部では、次のとおり研修会を開催します。開催場所は、すべて米子食品会館（米子市旗ヶ崎）となります。

多くの方の受講をお待ちしております。

☆フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育
（学科・実技）

日時 令和7年9月18日（木）9時～17時
（定員40名）

☆職長・安全衛生責任者教育

日時 令和7年10月8日（水）～9日（木）
10月8日（水）9時～17時
10月9日（木）8時30分～17時

☆電気取扱業務従事者（低圧）特別教育
（学科・実技）

日時 令和7年10月16日（木）8時30分～17時30分

☆自由研削用といし取替等業務特別教育
（学科・実技）

日時 令和7年10月29日（水）9時～16時
（定員45名）

☆化学物質管理者講習に準ずる講習

日時 令和7年11月5日（水）9時～16時

☆第2種酸素欠乏危険作業特別教育

日時 令和7年11月12日（水）9時～15時30分

中部支部だより

酸素欠乏症・硫化水素中毒による労働災害を防止しましょう！

酸素欠乏症

空気中の酸素濃度が低下することを酸素欠乏といい、酸素欠乏状態の空気を吸入することで酸素欠乏症にかかります。酸素欠乏症にかかると目まいや意識喪失、さらには死に至る場合があります。



もろみの発酵

硫化水素中毒

硫化水素は自然界の様々な状況で発生しています。汚泥等の攪拌や化学反応等によっては急激に高濃度の硫化水素ガスが空気中に発散されることもあります。硫化水素ガスは嗅覚の麻痺や眼の損傷、呼吸障害、肺水腫を引き起こし、死に至る場合もあります。



マンホール内に硫化水素滞留

酸素欠乏空気・硫化水素の発生のおそれがある場所の確認と災害防止のための措置・作業方法の点検を行きましょう。特に夏季には酸素欠乏症及び硫化水素中毒が発生しやすいので、下記の安全対策等の徹底をお願いします。

○安全対策

- ・酸素及び硫化水素の濃度の測定の実施
- ・十分な換気の実施、作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、作業に従事する労働者に空気呼吸器等を使用させること
- ・作業に対して、酸素欠乏症及び硫化水素中毒の防止に関する特別の教育の実施
- ・酸素欠乏症及び硫化水素中毒の防止に係る作業主任者※の選任及びその職務の励行
- ・作業状況の常時監視等による異常の早期発見及び退避

※酸素欠乏症及び硫化水素中毒の両方の危険性がある場所での作業の場合、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した酸素欠乏危険作業主任者の選任が必要です。

○2次災害の防止

酸素欠乏症等により倒れた人がいる場合、対策をせずに助けに行くと救助者も酸素欠乏症になってしまい、2次災害が発生する可能性があります。救出時には給気式呼吸用保護具の使用が必要です。

今後の特別教育・研修等の日程について

中部支部では、10月から12月までの特別教育・講習等について次のとおり予定し受講をお待ちしております。

募集はそれぞれの日程の2か月前頃に始まります。

- (1) リスクアセスメント担当者研修
10月7日(火)
- (2) 安全管理者選任時研修(2日間)
10月15日(水)・10月16日(木)
- (3) 特定粉じん作業特別教育
10月30日(木)
- (4) KYT(危険予知訓練)研修
11月18日(火)
- (5) フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育
11月20日(木)
- (6) 化学物質管理者講習に準ずる講習
12月3日(水)
- (7) 電気(低電圧)取扱業務特別教育
12月4日(木)
- (8) 足場の組立て等業務特別教育
12月16日(火)

「建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業」のご案内



建設現場においては、いわゆる一人親方等も労働者と同様な作業をしており、労働災害と同様に業務中の災害も多数発生しています。その一因として、一人親方等は安全衛生に関する基本的な知識を十分に身に付ける機会を得られないまま、作業に従事している状況があると考えられます。

このため、当協会が正会員となっている、全国労働基準関係団体連合会(略称「全基連」)では、厚生労働省委託事業として、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する研修会を開催し、建設現場における技術指導の実態を通じて、一人親方等の安全衛生に関する知識習得等を支援し、安全及び健康確保の推進を図っています。詳しくは、全基連ホームページまたは下記URLをご覧ください。

■一人親方URL

<https://www.zenkiren.com/jutaku/hitorioyakata/top.html>

働く皆様に将来の安心を。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんでも加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。



詳しくはホームページをご覧ください。